

令和3年2月定例会 総務委員会（付託）

令和3年2月24日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

○ 議案第62号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

【報告事項】

な し

高橋警務部理事官

説明に先立ちまして申し上げます。

昨日、徳島中央警察署新庁舎の落成式を滞りなく終了したところであります。同庁舎の完成に向けまして、これまで御支援賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

私からは、お手元にお配りしております、総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、令和2年度一般会計2月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の1ページ、歳入歳出予算総括表を御覧ください。

2月補正予算案では、総額で4億1,507万4,000円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページを御覧ください。

主要事項について御説明いたします。

まず、1段目に記載の公安委員会費は、公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費として13万円を増額しております。

次に、警察本部費は、職員の給与や警察施設の光熱水費などに必要な経費として、総額で6億3,497万7,000円を増額しております。

警察施設費は、総額で4,863万8,000円を減額しております。この内訳は、徳島中央警察署庁舎整備PFI事業の変更契約に要する経費の増額といたしまして8,183万2,000円、それに対しまして入札による他の工事費の不用見込額等の減額、1億3,047万円を相殺することによりまして4,800万円余の減額となっております。

運転免許費は、運転免許更新予定者が見込みより少なかったことによる講習事務委託経費の不用額など、総額で9,300万円を減額いたしております。

恩給及び退職年金費は、支給対象者が減少したことによりまして110万円の減額となっております。

最後に、警察活動費は、活動旅費や電話回線料の不用額など、総額で7,729万5,000円を減額するものであります。

以上、令和2年度2月補正予算案について御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

先ほど、高橋警務部理事官から御報告がありましたが、私も昨日、徳島中央警察署の落成式に参加させていただきました。本当にすばらしい建物であって、最新の機器を備え、機能的にも優れていると感じたところであります。同時に、災害時の拠点施設、防災センターとしても活用できるということで、その能力に大いに期待をしているところでございます。

また、現在、皆様方の御尽力によりまして、刑法犯認知件数も大変減少しているということで、心より感謝しているところであります。今後、この施設の完成によって、ここを拠点としてこの施設の持つ能力を大いに活用していただいて、県民の安全と安心のために活躍されますよう、よろしくお願いいたします。

さて、私の質問ですが、交通マナーアップに向けた取組についてお伺いいたします。

去年の交通事故の死者数は20人ということでありました。一昨年と比べて半数以下と大きく減少したとのことであります。

その一方で、JAF、一般社団法人日本自動車連盟による、信号機のない横断歩道での歩行者優先に関する調査というのがあったそうで、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとする際に一時停止をする車の率が全国平均で21.3パーセントであるのに対して、徳島県は11.8パーセントと全国ワースト5位、つまりは、9割近い車が一時停止をしないという結果であったようであります。ちなみに1位は長野県で72.4パーセントの車が止まるということです。長野県では止まってくれた際にドライバーにお辞儀をするという文化というか、心の交流が根付いているようであります。飽くまでもJAFの調査ですので、様々な意見があるかもしれませんが、長野県と徳島県とでは約60ポイントの差があるところを見ると、他の都道府県の交通情勢、文化といいますか心の交流に一定の相関があるのではないかと思います。

交通マナーの向上は、警察のみならず自治体や教育機関等が連携して取り組むべきものであると思いますし、県警察もこれまで様々な取組をしてきたと思いますが、このJAFの結果等々を見ると、まだまだ十分ではないと感じるところであります。

そこで、交通マナーアップに向けた県警察の取組についてお伺いいたします。

横断歩道での交通事故の件数の推移とその特徴についてお示しいただきたい。また、車が歩行者の横断を妨げる歩行者妨害等の交通違反の検挙件数の推移についてもお伺いいたします。

喜多交通企画課長

県内の横断歩道における事故件数及び取締り件数の推移でございます。

横断歩道上における自動車と歩行者の交通事故の発生件数について、過去5年間で、年間おおむね50件で推移いたしております。特徴といたしましては、横断歩道上の歩行者の見落としや歩行者の動きを確認していなかったことなど、安全不確認や動静不注視を原因とする事故が全体の半数以上を占めていることが挙げられます。

このため県警察では、横断歩行者の安全を確保するための運転者の交通ルールの向上に向けた指導取締りを強化しております。特に、横断歩道上の歩行者を立ち止まらせる、あるいは歩行者がいるにもかかわらず停車しない等の横断歩行者妨害違反取締りに重点を置いておりまして、過去5年間で約2,400件の違反を検挙いたしております。

岩丸委員

過去5年で2,400件ということで、相当取締りもやられていると思います。ちなみに県内に横断歩道は何箇所くらいあるのでしょうか。また、そのうち信号機のない横断歩道はどのくらいありますか。分かれば結構です。

喜多交通企画課長

県内の横断歩道の設置箇所数は、現在約4,000か所、約7,000本という状況でございます。そのうち信号機のない横断歩道については約3,000本となっております。

岩丸委員

相当多いなと思います。約4,000か所で約7,000本ということは、1か所に4本あるような所もあるということです。

そんな中で、特にこの頃道路を走っていて、道路の側線もそうですけれども、横断歩道の停止線や横断歩道自体が消えかかっている箇所が目につきます。歩行者の安全な横断はもちろんですが、しっかりと安全を確保するためには定期的な修繕など、横断歩道を健全な状態にしておくのが大変重要だと思うのですが、県警察としては、年間何箇所くらいの横断歩道を修繕というか、きれいに整えているのでしょうか。

喜多交通企画課長

横断歩道の整備状況でございます。

摩耗した横断歩道の塗り替えの修繕は、警察担当者による現場確認や地域住民からの要望等により対処しているところです。年間500から600本程度の塗り替えを実施しております。

岩丸委員

私自身、一般社団法人全国道路標識・標示業四国協会徳島県支部の顧問をしております。そういうメンバーが自分たちでやっているというのもあります。また、県内各地に向いて、そういう所をチェックして、直したほうがいい所は警察のほうにもお伝えしてい

るということもお伺いしています。今後とも歩行者の多い所や、非常に摩耗が進んでいるような所を重点的に整備していただけたらと思います。

最後に交通マナーアップに向けた取組についてです。

交通事故死者数は減っているということですが、今年もこういった事故を1件でも減らしていただききたいと思います。先ほどのJAFの調査結果を見てみますと、ドライバーはもとより、歩行者等道路を利用する徳島県民全体の交通マナーアップの気運を高めていかないといけないと思うのですが、警察としては、具体的にどのような取組を行っているのかお示しいただきたい。

喜多交通企画課長

交通マナーアップに向けた取組でございます。

平成28年、一般社団法人日本自動車連盟が実施いたしました全国調査の結果、本県の交通マナーが悪いとの結果を踏まえまして、県警察では、関係機関、団体と連携の上、マナーアップ運動として、横断歩道や交差点における基本マナーの向上に向けた各種施策を推進しております。具体的には、警察署ごとに人や車の往来が多い交差点を指定し、信号無視や横断歩行者妨害違反等の指導取締りをはじめ、自転車、歩行者に対して安全な通行方法等の街頭指導を強化するほか、横断歩道手前での一時停止を啓発する動画の作成やラッピングバスによる広報等を推進いたしております。令和3年の取組におきましても、交通マナーアップ2021として、引き続き、モデル交差点を指定、公表の上、警察官による街頭活動を強化し、自動車運転者や自転車利用者、歩行者に対する現場指導はもとより、悪質な違反については取締りを推進してまいります。

交通事故を防止するためには、県民一人一人が思いやりや譲り合いといった交通安全意識を高めることが重要であり、県警察といたしましても、関係機関、団体との連携により継続的な取組に努めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

今、御説明いただいた中で引っ掛かったのが、横断歩道の信号が点滅しかけて、いよいよという時に渡ってくる自転車があります。それでひやっとすることがよくあるんですけども、横断歩道は自転車が走ってもいいんですか。押して歩かないといけないという話を聞いたことがあるのですが。

船本交通部長

自転車が渡る場合は、自転車横断帯が原則となっております。横断歩道を渡れる場合というのは、委員御指摘のとおり、歩行者がいない場合は自転車に乗って横断することができますが、歩行者がいる場合は、自転車を押して行くというのが原則的になっております。

岩丸委員

歩行者が渡り終わって、もう信号が変わったという時に渡ってくる自転車があるんです。やはり、自動車のほうがしっかりと注意しておかなければいけないんでしょうけれ

ど、そういった点の指導も、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ところで、昨年は、新型コロナウイルス感染症一色ということで、非常に交通量も減っているということでありましたが、道路インフラは人や物の移動について必要不可欠であります。

県内には多くの横断歩道などの交通安全施設がありますが、県警察には、今後とも関係機関や民間業者等と連携して、適切な維持管理をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、交通マナーアップに向けた取組はもとより、高齢者対策、悪質な交通違反の取締り等工夫を凝らした取組を行っていただき、悲惨な事故を1件でも減らすように尽力していただきたい。

去る2月16日に交通死亡事故が相次いだということがあって、交通死亡事故多発警報が明日まで発令されているということらしいんですが、警報の発令いかんにかかわらず、こういった事故は絶対に起こさせないという強い決意の下で今後ともしっかりと取り組んでいただくように、また、我々もしっかりと取り組まないといけないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

立川委員

私も昨日、徳島中央警察署の新庁舎落成式に参加させていただきました、式典後に新庁舎の内覧もさせていただきました。事前に現庁舎も拝見させていただきました、現庁舎と比べましても、執務室なども広くなっていますし、備品等も新しくなったということで、職場環境の改善が図られているというのを感じました。先ほど、岩丸委員からもありましたけれども、施設の構造などから見ても治安や防災拠点としての役割も果たしてくれるんだなと心強く感じたところであります。

中でも留置施設は、逃走防止や留置される方の人権にも配慮された造りになっていると感じました。留置施設といえば、昨年4月に警視庁渋谷警察署の留置施設で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを受けまして、昨年6月議会の総務委員会で、留置施設の感染症対策についてお伺いさせていただいたんですが、昨年12月、再び警視庁新宿警察署に留置されています17名のクラスターが発生したという報道がありまして、改めて閉鎖空間の恐ろしさというのが明らかになったのではなかろうかと思ひます。施設が一新されたといっても感染リスクが消えたわけではないので、引き続き、感染症対策にしっかりと取り組んでもらいたいと思ひます。

そこで、さきの11月定例会で徳島中央警察署を核とした留置管理業務の集約について報告があったんですが、集約する背景や概要について教えてください。

生原警務課長

留置管理業務の集約について御質問いただきました。

現徳島中央警察署の留置施設は、元々の構造や設備の老朽化等から、被留置者のプライバシー確保や保安面等に課題がありました。新庁舎の整備によりまして、こうした課題を解消するとともに、収容数を増やすなど大型化したところでございます。

そこで、これを機に今春、事件事故の多い徳島市周辺署の留置機能を徳島中央警察署新庁舎に集約するなど、県下の留置管理業務を見直しまして、県内を四つ、県中央部、県北

部、県南部、県西部のブロックで運用することとしております。また、被留置者を検察庁や裁判所等に護送する業務につきましても、警察署の負担軽減等のため、警察本部において集中運用することとしております。

立川委員

ブロック運用されるなど留置管理体制も大きく様変わりしていくと思うのですが、留置管理業務の集約によって、どのような効果があるのか教えてください。

生原警務課長

集約による効果でございます。

これまでは、交番・駐在所で勤務する地域警察官が看守や護送業務に従事することがありました。この集約化によって、これら業務は留置管理業務の専務員が行うこととなりますので、被留置者の逃走等の事故防止やより適正な処遇の確保につながるものと認識しております。また、これによりまして地域警察官のパトロールや巡回連絡といった地域に密着した活動も強化されるものと認識しております。

立川委員

先日、徳島中央警察署現庁舎を拝見させていただいたときに、食堂のほうも拝見させていただいたのですが、その時に、留置されている人の食事もここで作って提供しているという話をお伺いしました。集約化により、一つの留置施設で、より多くの留置される人を抱えることとなりますので、食事の準備等も大変な作業になると思うのですが、今後どのように対応されていくのか教えてください。

生原警務課長

被留置者の食事提供でございます。

いわゆる刑事収容施設法におきまして、被留置者には食事等の日常生活に必要なものを支給又は貸与することと定められております。そのため、被留置者数の多寡にかかわらず朝、昼、夜の食事を安定的に提供していくことは、事業者の負担等を含めて大きな課題でございました。

今回のPFI事業では、被留置者の食事提供を事業に組み込みまして、徳島中央警察署の食堂運営と併せて行うこととしております。今回のPFI事業は、新庁舎における被留置者の食事提供や施設の維持管理業務のほか、警察本部庁舎の清掃や設備管理、また徳島板野警察署の被留置者に対する食事提供等をセットで行う、いわゆるバンドリング手法を採用しておりまして、事業規模を拡大させることによってスケールメリットを大きくさせることを狙っております。なお、今回のPFI事業者内の食事提供を担当する業者は、病院や学校等の給食事業に実績のある事業者でございまして、安定的な運営に期待が持てるものと考えてございます。

立川委員

様々なスケールメリットが出てくるんでしょうけれども、このスケールメリットを適切

に享受できるように運用していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の明るい兆しが出ていますけれども、依然として県下では新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続いております。冒頭に指摘させていただいたように、閉鎖空間における感染症の出現は、たちまちクラスターにつながるおそれがございます。

そこで、改めて留置管理業務における感染症対策の取組についてお答えいただきまして質問を終わります。

生原警務課長

立川委員の御指摘のとおり、留置施設のような閉鎖空間で新型コロナウイルス感染症の患者が現れた場合は、クラスターにつながるおそれがございます。

そのため、留置施設内における新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止には最大限配慮しているところでございまして、勤務員はもとより、被留置者においても検温、体調確認をはじめ、マスクの着用、手指消毒等の基本的対策を徹底するとともに、ドアノブ等といった共用部分の消毒や定期的な換気を行っているところでございます。被留置者の感染が認められた場合は、まずは医療機関との連携による入院措置を検討することとしております。仮に、警察署での留置を継続する場合であっても、ほかの被留置者との接触を避けるため、徳島中央警察署新庁舎に整備した分隔室や、今年度6月補正予算で旧石井警察署の留置施設を改修して整備した隔離用の施設に収容するなど、ハード・ソフトの両面で感染予防、拡大防止に努めているところでございます。

高井委員

昨日の新庁舎落成おめでとうございます。本当に紆余曲折^{うよくせつ}、危機の時もあったかもしれませんが、無事に落成してスタートできたことを心よりうれしく思うと同時に、震災など来るべき対応に備えて、これからも御尽力をお願い申し上げたいと思います。

私のほうからは今年度最後の付託委員会でありまして、ずっと取り上げてきました、特にDVやストーカー、児童虐待事案についてお伺いしたいと思います。

1月でしたか、NHKのニュースや徳島新聞によりますと、徳島文理大学と県警察が共同研究してこられて、交際相手がスマートフォンをチェックしていても若者の3割強が許せるという調査結果が出たということに非常に衝撃を受けました。だから、大きなニュースになったのだろーと思います。この件も順に説明をお聞きしていきたいです。

まずは、コロナ禍の中で、DV、ストーカー及び児童虐待事案が増加していることが、世界的傾向としてあるということを本会議でも取り上げてきましたし、この場でも聞いてまいりました。本部長から御報告あったとおり、事件や事故の件数自体は減少傾向にあるということで、多くの方の御尽力のお陰だと思っておりますが、逆にDVや児童虐待などの子供もや女性が被害に遭うという事案が高い水準で推移しているということでございまして、強く懸念しております。

改めて、県警察が認知したDV、ストーカー及び児童虐待事案の件数、対前年比等を伺いたいと思います。

日浦生活安全企画課長

令和2年中に県警察が認知した人身安全関連事案は、DV事案が438件、ストーカー事案が159件、児童虐待事案が479件でした。このうち、DV事案とストーカー事案は、前年と比べまして10パーセント前後減少し、他方、児童虐待事案は約20パーセント増加しております。

高井委員

児童虐待事案が20パーセント増加しているということでもあります。児童虐待事案はできるだけ早く通報するように、気付いたら目配り気配りをするようにと政府も宣伝しているので、そういう意味で認知件数が上がっているのかもしれませんが。ただ、現実的にそうした事案、特に重篤な事案がニュースで取り上げられて心を痛める方も多くございますので、引き続き、しっかりやっていかなくてはならないと、私たちも思いますし、警察のほうでも福祉施設等と連携をしながら取り組んでいただきたいと思います。

警察への通報や相談があるということは、よほど緊急性が高かったり、危険性が高いという可能性があります。そこまでに至らない事案も増加傾向にあるのではないかと心配します。こうした児童虐待事案は、これからも年々増えていく傾向にあるのではないかと懸念します。この増加要因をどういうふうに分析して、対策を講じていこうとしておられるのか教えていただけますでしょうか。

日浦生活安全企画課長

児童虐待事案の増加要因の分析と対策についての質問ですが、児童虐待事案は、県民の関心の高まりや相談窓口の広報等によりまして、ここ数年警察に寄せられる相談件数が増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活環境等の変化による事案の増加や深刻化についても懸念されているところであります。また、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、被害が潜在化、長期化することや深刻な事態に至る可能性が高いものと認識しております。

引き続き、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、端緒情報の把握に努めるとともに、児童の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

高井委員

正に、警察は児童の安全確保などが最優先の課題になると思います。

児童案件は、最終的には保護者との引き合わせというか、元の生活に戻れるといいですか、子供にとってベストな環境を与えるというところへもっていくということなので、加害者と児童との関係を壊してしまえば、また、次の養護環境を整えなければならないので、非常に難しいところがあります。親子関係は、愛憎半ばする中で、子供としても虐待する親の元に戻りたいといったようなことがあったり、心理面でもデリケートな部分があったりしますが、体を直接傷付けるということは脳に萎縮効果を与えるなど、いろいろな問題がありますので、警察としては保護するということに協力をしながらも、児童が安心して過ごせる環境を作るためにも、福祉機関とよく連携をしながら、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、冒頭に申し上げた徳島文理大学とのストーカー共同研究のことについてもお伺いをしたいと思います。

2月8日の朝日新聞にストーカー共同研究の分析について、丁寧に新聞等にも取り上げておられましたし、徳島新聞は1月19日に載っておりました。平成28年にストーカー規制法の改正があり、埼玉でしたか、桶川事件もありまして、警察対応に批判が集まったのを機に、いろいろな改正がなされたり、ストーカー行為の手段が様々になってきているので、そうしたことも含めて検討をされておりました。

現在、警察庁では、GPSを用いて相手の承諾なく居場所を探る行為などの手口に対して、法改正に向けた手続きに着手しているという報道がありました。昔は、つきまといということは直接ストーカー行為に当たるということですが、GPSはそれに当たらないという判決が出たことに衝撃を受けました。しかし、GPSで見張られているというのは一つのつきまとい行為であるだろうと感じます。見張られているということですから、法改正に向けて検討していただくということが大事です。桶川事件のような殺害に至るという大変な状況を起こさないためにも大事なことでと考えています。

県警察においては、いろいろな認識を踏まえて共同研究を行っているのだろうと思いますが、改めてこの研究の内容について、これまでの取組状況や研究結果の発表のスケジュールについても教えていただけますでしょうか。

日浦生活安全企画課長

県警察では、平成30年度に徳島文理大学と協定を結び、3か年でストーカー被害の未然防止等を目的とした調査研究を実施しました。

1年目は大学生等約1,000人を対象に被害実態を調査し、2年目は加害者や被害者からの意見聴取を実施し、3年目は大学生等約800人を対象に意識調査を実施しました。

初年度の被害実態の調査では、7人に1人がストーカー被害に遭っており、そのうち警察に相談した人は6パーセント程度であったことなどが認められました。また、昨年実施した意識調査では、交際中の相手から求められれば、自分が嫌と思う行為、例えば、自分のスマートフォンの内容を見せること、また、SNSでの会話内容を見せることであっても許してしまうという回答が一定の割合でありました。これは、相手方からすれば少々ことは許してくれるんだという認識を持つこととなり、こうした意識が関係解消後、つまり別れた後においても許されるという意識の下、ストーカー行為等の違法な行為に及んでしまう可能性があります。また、拒否されているにもかかわらず、元交際相手の家に行ったり、何度もメールで連絡するという回答もあり、このような行為が違法なものであるという意識が希薄であるということなども分かりました。

この3年にわたる調査結果は、今年度内に取りまとめ、令和3年4月をめどに、県警察ホームページへ掲載するほか、県内の中学、高校、大学等に配布するなどして、ストーカー被害の未然防止、拡大防止対策に活用することとしています。

高井委員

詳細に人数、対象者等も教えていただきました。

そうした調査はやりにくいと思いますので、学生や大学に協力を得てデータを集めてい

くというのは非常に大事なことですし、集まったデータは全国的にも有用なのではないかと思います。昔よりも手段が容易になっているので、思いや感情を直接ぶつけあったり、早く伝える、戻すという感覚や早く返事がなければイライラするなど、感情をすぐに爆発させるような原因にもなっているのではないかと、携帯電話ができてから思うようになりました。手段が容易になれば、一拍待ってよく相手のことを考えるより前に、行動に出てしまうという、単純な思考につながりがちです。それは非常に危ないことです。お互いに相手を思いやって、一拍待って相手が嫌がることをやめようというのは教育の現場でもとても大事であります。そうしたことは問題であるということを教えていくのは大事だろうと思います。

また、この3年間の研究をきちんとした形でまとめて伝えていくといいますか、政策に向けて反映していただくということは非常に大事だと思いました。

被害実態のアンケート結果であったり、若者の対人関係に関する意識調査結果などは公表は既にされていますが、この研究結果をどう受け止めて、今後の具体的な取組方針にどうやって生かしていくのかは大事と思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

日浦生活安全企画課長

県警察においては、ストーカー行為の未然防止等の観点から、教育委員会、学校と連携の上、学生等を対象に講習会を実施しております。今回の調査研究により明らかとなった、許してくれるという誤った認識を持たせることが、関係解消後における、ストーカー行為の違法行為に発展する可能性があること、執拗なつきまといやメールでの連絡は違法な行為であることなどをカリキュラムに盛り込むことなど、より効果的な講習となるよう検討しております。

なお、今回の調査研究の結果は、講習のみならず、様々な機会を通じて、被害者や加害者にならないための啓発に広く活用してまいりたいと考えております。

高井委員

自分が好きな時はそうしたいと思ったとしても、自分が嫌なことをされたらどう思うかというような考え方とセットで教育の場で伝えていくことが大事だと思います。そもそもこうしたことは問題がある、違法行為であるということも含めてしっかりと教育現場と連携しながら対応していただきたいと思います。そして、潜在的にこうした事案を減らしていけるように御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

山田委員

私は、過去、この委員会でも度々捜査報償費の不適正な執行問題を取り上げてきました。情報提供等の謝礼のためということは分かっているんですけども、来年度予算においてどの程度の額を計上しているのか。また、過去5年の決算額についても御答弁ください。

吉田会計課長

県費捜査費の令和3年度の予算額と過去の執行状況です。

令和3年度当初予算案では1,300万円を盛り込んでおります。

過去5年間の県費捜査費の決算額については、平成27年度及び28年度は予算額1,850万円に対して、決算額はそれぞれ平成27年度は約614万円、平成28年度は約739万円となっております。平成29年度から令和元年度は、予算額1,300万円に対して、決算額はそれぞれ平成29年度は約1,053万円、平成30年度は約837万円、令和元年度は約709万円という状況です。

山田委員

凸凹がありますけれども、例年予算額の50パーセント程度ということです。

予算の半額しか使わない実態があるのであれば、元々、予算の額を削減しておくべきではないか。これは税金ですから、予算の空積みと言われる面もあると思うのですが、この点はどうか。

吉田会計課長

決算額と予算額のかい離についてです。

捜査費は事件事故の捜査に必要な経費ですが、事件事故の発生は予測ができないものであり、年度途中で経費が不足した場合、捜査に支障を及ぼすこととなります。したがって、現在要求しております予算額は適正なものであると考えております。

山田委員

私自身は、全国的にも問題になった捜査報酬費の問題ということから見たら、やはり厳しく吟味して使っていくべきだと思います。

次に聞きたいのが、この度の補正予算です。

先ほど、徳島中央警察署新庁舎整備事業における物価変動による契約額の増額と言われていましたけれども、その概要と今後もこの契約額の見直しは起こり得るのかという点について伺います。

日下拠点整備課長

徳島中央警察署整備におけます物価変動の増額契約と今後も契約変更があるのかという御質問です。

PFI方式によります本事業につきましては、庁舎の建設、現庁舎の解体におおむね3年、それから、先ほどありました清掃等の維持管理を15年と長期にわたりまして包括的に行っております。そのため、建築中でありまして、維持管理の期間中におけます物価や金利の変動の状況を踏まえまして支払額を変更いたします、いわゆるスライド規定を契約に盛り込んでいるところでございます。

今回、補正予算としてお願いしております8,183万2,000円につきましては、建設工事の物価変動に係るものでございます。これは公的機関が示しております建設物価指数につきまして、入札時、平成29年10月になるんですが、この時点と、建設工事の着手時の平成31年4月を比較いたしまして、変動率が約3.6パーセントと、基準となる変動率が契約時の1.5パーセントを上回ったことから変動率超過分の金額について今回増額をお願いして

いるところでございます。

今後の変更契約はあるのかというお尋ねです。

現庁舎の解体工事が今後予定されております。この解体工事につきましても、物価変動のほか、解体工事に関しまして事業者が借り入れております資金の返済に係る利息の金利の変動を踏まえた見直しも想定されております。なお、15年間の維持管理につきましては、毎年の物価変動を踏まえまして支払額の見直しが想定されます。

なお、P F I 事業のみならず、通常の官庁営繕の契約であっても毎年物価変動による見直しがなされているものと承知しております。

山田委員

まず議案の態度なんですけれども、私自身はP F I 事業について、従来、主張している点もありまして、今回の補正予算も含めて反対するというのをここで表明した上で、次の新ホールの整備事業の関連で数点聞きたいと思います。

まず一つは、県警察においては、先ほども話がありましたP F I の手法によって建設された。従来の手法とは違ってP F I というのは、基本構想、導入可能性調査、アドバイザリー契約等が必要になるという状況になっています。県警察が実施した徳島中央警察署庁舎整備P F I 事業において、基本構想から庁舎建設までの期間、額も含めてお答えください。

日下拠点整備課長

基本構想から庁舎建設までの事業内容とその期間のお尋ねでございます。

基本構想は、平成26年度に新庁舎に求められる機能や規模、整備手法などの整備方針を取りまとめ、策定いたしております。

その後、山田委員からもお話がありましたように、平成27年度はP F I 導入可能性調査、平成28年度、平成29年度の2か年につきましては、P F I 手法によります契約に向けまして、コンサルタント事業者にはP F I アドバイザリー業務を委託しておるところです。

平成30年3月に、株式会社四電工を代表企業といたしますP F I 事業者と契約を締結し、契約締結いたしました後は、平成30年度に新庁舎の実施設計を行っております。

これと並行いたしまして、現地におけます埋蔵文化財調査の本発掘を実施しております。平成31年4月に建設工事に着手し、約2年間の工期を経まして本年2月にしゅん工したところです。期間と申しますと、基本構想から始まりまして、しゅん工に至るまでに約6年の期間を要しております。

山田委員

約50億円の総事業費だと思うのです。そういうことで、基本構想から庁舎建設まで約6年半が掛かっているということが確認できました。非常に重要な指摘です。ボリュームは50億円ですからね。

そこで次に、公共事業を推進する際には、庁舎建設や事業手法にかかわらず、第三者への損害や追加支出など予期できないリスクが発生する可能性が高い。特に設計、施工一連の業務を実施するためには、あらかじめ発生の可能性が高いリスクを洗い出す必要があっ

て、官と民で適切に分担しておく必要があると言われています。県警察において、この点はどのように整理されたのかというのが1点。

そして二つ目に、徳島中央警察署の新庁舎整備について、リスク分担を詳細に決定していろいろとやるんですけれども、くいが増額です。ボーリング調査の結果、地盤強度が弱いとして、契約額を当初から約3億円を増額ということがあったと記憶しています。この経緯と、なぜ官がこれを負担することになったのかという点についても、併せて御答弁をお願いしたいと思います。

日下拠点整備課長

リスク分担の件です。

本PFI事業におきましても入札公告をする段階におきまして、設計、建設、維持管理等の各段階で官側と民側の間で想定されますリスクの分担につきまして明示しております。そのほか、他県の状況などを調査するほか、コンサルタント事業者の意見を踏まえるなどして、慎重に検討を進め、官庁営繕方式やPFI手法によります過去の契約事例を踏まえ、事業契約書におきましてリスク分担に係る条項を定めているところです。

次に、くいのお話です。

くいの増額の経緯につきましては、事業の契約をした後に実施いたしました現地での地質調査、ボーリングによりまして、地下地盤の耐力が周辺地より低いことが判明いたしました。このため事業者が提案いたしました内容の建物を建設した場合、地盤沈下等が懸念されたことから、くいを増強するなどの必要が生じたものです。

この地盤耐力の低さにつきましては、事業者との協議、それから営繕の専門職員等を含めまして検討、さらにはPFI事業者のモニタリング業務を委託しておりますコンサルタント事業者や構造計算に関する判定機関の意見ももらいまして、事業者としてあらかじめ想定し難い事象であるということで、県側が負担すべきと判断いたしました。

このように予見し難い事象につきましては、事業者のリスクとした場合、事業者側のリスク回避のために入札金額の大幅な増加にもつながることも予想されたことから、官側のリスクとしてくいの増額変更をお願いしたところでございます。

山田委員

リスク分担というのは、県警察の場合は実際にどういうふうにされておったのか。我々が分かるように。

くいの問題の経緯はそれなりに聞いたんですけれども、もう少し具体的に分かりやすく御報告いただけませんか。

浪越委員長

小休いたします。（11時26分）

浪越委員長

再開いたします。（11時27分）

高橋警務部理事官

拠点整備課長からも答弁しましたように、リスク分担は、当然PFIのみならず、通常の官庁営繕方式でもございます。第三者に対するリスク分担は、例えば解体工事に伴って周辺の施設を壊してしまった、また先ほど言ったように地盤調査、ボーリングの結果によって判明すること、ボーリングによらないと分からないという状況もあって、それをあらかじめ官と民が決めておくということでもあります。

誰がどのように経費を負担するのかというところが大きな問題になってきますので、あらかじめこういうものは官が負担しましょう、こういうものは民が負担しましょうと決めておきます。全てを官が民がというのではなくて、ある一定のバッファといいますか、これ以上超えると官が負担する、これだけの場合は民が負担すると、あらかじめ総括的に分類して決めているというものであります。

契約書等には詳細に明示しておりますので、必要に応じてそういうものを御覧いただくという形になっております。

山田委員

それでは時間の関係で最後の質問に入ります。

徳島中央警察署周辺は、浸水というのがかなり深刻な状況になっていますけれども、新庁舎付近の浸水予測はどういう状況か。また、地下の構造対策はどうなっているのかという点が1点。

もう一つ、ここでもずっと議論されております現庁舎敷地を新ホールの駐車場として利用することについての県警察の認識です。従来、大型車両や他の所属から取調べ等で訪れる捜査員の公用車両の駐車場として活用するということが言われていますけれども、現時点でどういうふうに認識されているのかという点についてお伺いします。

日下拠点整備課長

まず、浸水予測ですが、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定によります新庁舎の基準水位につきましては、1.8から2.0メートルです。それから、最近話題になっています最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合の浸水の深さは、0.5から3.0メートルとなっております。新しい徳島中央警察署につきましては、その点も踏まえまして地下の構造物はございません。

高橋警務部理事官

現庁舎の場所に関する駐車場等の関係であります。

さきの定例会でも答弁いたしましたけれども、新ホールの整備に関しまして、現庁舎の跡地を利用したい旨の協議が知事部局のほうからなされております。元々、現庁舎には、警察車両のバス等の大型車両を6台程度を駐車したい、また、先ほど留置施設の集約化の話もありましたけれども、こういった他署の捜査用車両等を駐車したいという希望もあり、そのような利用を考えておりました。

同所は全て県有地で公有財産でありますので、その利活用は広く議論されていくものと考えておりまして、県警察としても引き続き、必要な協議を続けてまいりたいと考えてお

ります。

長池委員

さきの岩丸委員の話にも少し関連するんですが、横断歩道ではなくて、道路上にゆずりあいゾーンというのがありますよね。最近、徳島市論田町の県道上に設置されているのが見えまして、いわゆるそこは、ちょっと間を空けてくださいというような譲り合いの場所です。多分、渋滞時に県道と市道の取り合いの場所で、県道から市道に侵入するとか、市道から県道へ侵入するのが難しくなって、渋滞が渋滞を生むような場所に対して、信号や横断歩道などを付けるのではなくて、ゆずりあいゾーンというのを路面上に設置して、少し間隔を空けていただいたら侵入がうまくいきますという場所だろうと私は認識しているんです。このゆずりあいゾーンについて分かりますか。聞きたいのは、そういう設置基準があるのかどうかということなんです。

浪越委員長

小休します。（11時32分）

浪越委員長

再開します。（11時33分）

喜多交通企画課長

ゆずりあいゾーンに関する質問でございます。

県内のゆずりあいゾーンについて私は把握していないんですけれども、他県にはございます。そこは道路管理者が設置しているという状況でございます。

長池委員

分かりました。私ももう一回帰りに見ておきます。徳島市論田町の橋を渡ってすぐの所でございますが。他県にはありますよね。他県であるのは見ました。

どうしてこんなことを言うのかというと、多分、譲り合ったら済むような話なんです、譲り合わないからです。先ほどの一時停止の話もそうなんです、どうしても自分優先の雰囲気徳島の交通事情にはあります。だったら、ゆずりあいゾーンというのを設けて、少しでもそういう気持ちや行動に起こしやすいようにしてほしい。私も迷う時があるんです。行ったほうがいいのか、止まったほうがいいのか。絶対止まったほうがいいんですが、後ろが渋滞してたりしますと、ずっと行ってしまふ。若しくは、前の車両が行っていたら、交通の流れを遮断したらいかんと思って行ってしまったりするので、そういうゆずりあいゾーンなどがあつたらいいなと思います。自分優先ではなくて、交通上の譲り合うことを優先するというのをそういうので示すべきかなと思いましたので、研究していただきたい。

あえて、これを公の場で言うのは、もう1年以上になるのかな、実は小松島市の江田交差点から国道55号に抜ける新道ができました。そこが割と渋滞しております。その渋滞については、地元からも言われているだろうし、岡本議員もよく言っているはずなんです。

ちょうどそこに県道と市道の取り合いの所がありまして、道路設置者である県土整備部や小松島警察署も立会いの下で、いろいろと工夫されている。ポールを立ててみたり、そのポールが邪魔だからどけてみたりと、これまでいろいろと試行錯誤されている中で、その取り合いの所で、今ポールが立っていて邪魔だ、邪魔ではないとの議論が先日あったそうです。最終的には小松島警察署が言ったのか、県土整備部のほうが言ったのか分からないのですが、市道を広げてくれたらどうにかなりますということを現地で言われたそうです。市道を広げろと言っても急にそんなことは無理です。無理なことを押し付けて、この問題をうやむやにしたような印象を受けたんです。現地の人が言うことですから、言葉が大分過剰になっていると思うんですけれども、その場所も譲り合えばそんなに問題にならない所なんですけど、どうしても夕方の渋滞の時間帯になると、我先にということで譲り合いがなくて渋滞が渋滞を生んでいて、逆に言うと危険な場所になっております。是非、ゆずりあいゾーンも含めて、ゆずりあいゾーンを付けたらいいものかどうか分かりませんので、しっかりそういうのも協議していただきたい。道にゆずりあいと書いてあるので、譲り合わないといけないと思う、いいゾーンだなと思いました。是非検討をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

喜多交通企画課長

交通安全対策については、道路管理者と連携した交通安全施設の整備等に努めているところでございます。

委員の御指摘のとおり、交通事故の抑止というのは県民一人一人が思いやりや譲り合いといった交通安全意識を持っていただくことが何よりも重要と考えております。引き続き、関係機関、団体の協力を得ながら、住民の期待に応えられるよう、地域に密接した地道な活動を継続してまいりたいと考えております。

長池委員

道路管理者に言うと警察が、警察に言うと道路管理者がというキャッチボールを、私も今まで何回も経験しております。できるだけそうではなく、交通マナーを上げたり、譲り合いの心を上げるために、できることを積極的にやっていただきたいということを要望申し上げて終わります。

嘉見副委員長

昨日、徳島中央警察署の落成式に参加させていただきまして本当にすばらしい建物ができたという思いでございます。

今の山田委員との話では、これに6年半くらい掛かったというような話でございましたが、その中心におりました高橋警務部理事官には、いろいろと私も相談しながらきたわけでございます。

桜の木とか、裁判所と近いとか、PFIで初めての試みとかいろいろと難しいこともございました。その中でも、最後には、内定していた業者が不祥事で辞退したということもございました。高橋警務部理事官からはもうやめようかというようなお話も頂いたことがございました。

そんな中で、昨日、高橋理事官の顔を見ておりますと、感無量でなかろうかというような思いもしたわけでございます。私も今回初めて総務委員会の委員になったわけですが、山田委員などいろいろな委員の質問を聞いておまして、パワーハラスメントとか報告事項にいろいろとあってはならないような事項もございましたが、この徳島中央警察署の完成を機会に、これからの意気込みを、功労者であります高橋警務部理事官から聞かせていただいたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋警務部理事官

唐突の御質問でありますので、うまく答弁できるかどうか分かりませんが……

徳島中央警察署の整備に当たりましては、嘉見副委員長をはじめ、当委員会でも長年御議論いただいたところであります。昨日の落成式で知事からもありましたように、運転免許センターの移転、徳島中央警察署の移転整備は県警察の大きな課題だということで、十数年来言われてきたと思っております。

特に徳島中央警察署の場合は、24時間事件事故が発生しておりますし、また、多くの留置されている方がおりますので、そういう警察機能を維持しながらどういうふうに整備するかということで、現地か移転かという場所の問題、当然に多額の経費が掛かりますので財政的な問題、それに加えて県警察のスタッフも専門的な者がたくさんはおりませんので、スタッフがいないと整備もできないという状況にありました。

このような中で、当委員会からの御質問も踏まえながら、警察署の統合、交番・駐在所の統合、運転免許センターの移転、更新窓口の集約化等々も進めながら一つ一つの課題を解決してきたところであります。

現に徳島中央警察署庁舎の契約に当たりまして、嘉見副委員長からありましたように、移転場所がそこでいいのかどうかという是非の問題や、リニア談合問題で事業者が辞退して、おっしゃるように諦めようかと思ったこともありました。5年以上遅れるのではないかという時もありました。さらには、山田委員からもありましたように、ボーリング調査の結果、^{しっ}くいで増額しなければならないなど様々ありました。そういうこともこの委員会の皆様の叱咤^{しっ}激励や、県民の皆様の何とかしてこの庁舎を建てるんだという強い思いが、我々スタッフの背中を押していただき、昨日の結果につながったのではないかと考えております。

今後の決意と言いますと非常にせんえつですので、昨日、本部長のほうからありましたように、新庁舎ができて職員も高揚感が高まっておりますし、職員が一丸となって安全・安心を誇れる徳島県の実現に向けて、引き続き努力してまいりたいという形になろうかと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

浪越委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

公安委員会関係の付託議案のうち、議案第1号及び議案第62号については、先ほど、山

田委員から反対の表明がありましたが、ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、議案第1号及び議案第62号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、令和3年度徳島県一般会計予算及び議案第62号、令和2年度徳島県一般会計補正予算（第11号）は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号及び第62号を除く、公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第62号を除く、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第62号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第50号、議案第51号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、小澤警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。

皆様方には、引き続き感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

小澤警察本部長

今年度、最後の総務委員会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

浪越委員長、嘉見副委員長をはじめ委員の皆様方には、委員会の審議を通しまして、警察行政各般にわたり御指導を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

当委員会から御指導、御提言いただきました事項につきましても、警察行政に反映できるよう努めてまいります。

いよいよ3月1日には、徳島中央警察署新庁舎の供用を開始いたします。また、この春の定期異動に併せて様々な組織改編も行うこととしており、こうした取組により、安全・安心を誇れる徳島県の実現に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続き御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げます。

浪越委員長

議事の都合により、休憩いたします。（11時48分）